

児童発達支援センターの機能

つくば市児童発達支援センターは、障害や発達に心配のある児童の中核的な療育機関として、基本理念「気づく」「つなぐ」「支える」を実現するために、以下の事業を実施します。

(1) 相談機能

～つながりやすく、わかりやすい相談窓口の開設～ 「気づく」「つなぐ」

障害や発達に心配のある子どもに関する相談の中核窓口として、障害や発達の特性に関わる相談に幅広く応じるとともに、障害児通所支援利用のための計画作成など、支援のコーディネート機能を担います。

○総合相談

- ・成長段階に応じたあらゆる相談に対応します。
- ・適切な機関の紹介、つなぎ、調整を行います。

○障害児相談支援

- ・療育、居宅サービスの利用が必要な場合、計画による相談支援を行います。
- ＊民間の相談支援事業所と役割分担し、事業所間の調整、助言等も行います。

(2) 児童発達支援

～子どものそれぞれの発達特性に応じた児童発達支援の充実～ 「気づく」「支える」

① 児童発達支援事業

個別支援計画に基づき、日常生活における基本動作の獲得・人とかかわる力や考える力や考える力の育成に向けて集団療育・個別支援を行います。

② 保健センターとの連携。

- ・1歳6ヶ月健診、3歳健診実施時に、必要な方に心理相談の実施、発達健診やことばの相談などの案内、必要に応じて個別の心理経過観察、グループによる心理経過観察のための「のびのび子育て教室」等の案内を行います。

(3) 幼稚園・保育所等への支援

～障害のある児童の参加・包摂を推進する支援～ 「気づく」「支える」

障害のある子どもの社会参加・包摂を進めるため、障害のない子どもを含めた集団の中での育ちは重要です。地域の幼稚園、保育所等でも適切な保育や教育が受けられるよう支援を行います。

① 保育所等訪問支援事業

幼稚園、保育所等で集団になじめていない子どもやその可能性がある子どもに関し、幼稚園、保育所等で訪問支援員が集団活動に加わりながら、子どもの特性等に合わせて、環境や活動の手順を調整し、保育所等を支援します。

② 巡回相談事業

臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士等が保育所等を定期的に巡回し、支援を必要とする子どもへの関わり方や環境調整に対するアドバイスをを行い、子どもの発達や困り事理解を深め、職員の障害児に対する対応等のスキルアップを行うことや、合同研修等を通じて市内の保育所等の統一的なスキルアップや課題の共有化を図っていきます。

(4) 関係機関及び民間事業所との連携・支援（縦の連携・横の連携）

～切れ目のない一貫性のある支援体制づくり～

「つなぐ」「支える」

切れ目のない一貫した療育を行うためには、支援を必要とする子どもの成長の過程において、関わってきた支援機関の支援方針や内容が共有され、引き継ぎ、更に発展させていくことが重要です。そのためには、民間の事業所等を含め保健・子育て・教育・福祉等の関係機関がしっかりと連携をしていきます。

児童発達支援センターが中心となり、複数の関係機関を対象としたケース会議や情報の共有や引き継ぎを主とした移行支援に関する会議などを定期的を開催します。

(5) 家族支援・地域支援機能

～家族支援の充実と子どもの発達支援に係る地域支援者への支援～「つなぐ」「支える」

① 家族支援

障害のある子どもを育てる家族に対し、子どもの育ちや暮らしを安定させることを基本に、保護者等を含めた支援として、子どもへの関わり方を学ぶペアレントトレーニングや、ペアレントガイダンス、家族へのカウンセリング、保護者会のフォロー等を行います。

② 地域支援

子どもが抱える課題を早期に発見するための仕組みづくりと子どもと家族が生活しやすい環境づくりのために、地域支援を実施します。